

長岡市権利擁護地域連携協議会開催要領

(目的)

第1 認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に係る諸課題に対し、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく、成年後見制度の利用促進を始めとする権利擁護支援における司法・医療・福祉等の地域連携体制を構築し、意見交換、協議及び市への提言等を行うため、長岡市権利擁護地域連携協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

(任務)

第2 協議会は、次に掲げる事項について意見交換、協議及び市への提言等を行う。

- (1) 中核機関（協議会の事務局やコーディネート、専門職による専門的助言等の支援の確保等を担う地域連携体制の中核となる機関）の運営状況及び体制等に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用の促進に関すること。
- (3) 司法・医療・福祉等の地域連携体制による権利擁護支援に関すること。
- (4) その他認知症、知的障がいその他の精神上の障がいのある者の権利擁護に資すること。

(委員の構成)

第3 協議会は、12人以内の委員で構成する。

(任期)

第4 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5 協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員が事故その他特別な事情により会議に出席することができないときは、その者の職務を代理し、又は補佐することができる者に委員の職務を代理させることができる。

(オブザーバー)

第7 委員長は、司法・医療・福祉及び成年後見制度に関し、会議の議題により次に掲げる優れた識見を有する者にオブザーバーとして出席を求めることができる。ただし、オブザーバーは議決権を有さないこととする。

- (1) 新潟家庭裁判所長岡支部に属する者
- (2) 委員以外の委員所属団体に属する者
- (3) 協議をする上で必要があると認める関係者

(事務局)

第8 協議会の事務局を長岡市福祉保健部福祉総務課に置き、中核機関と協働で運営する。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この要領の施行後、最初に就任する委員の任期は、第4の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。